

元荒川上流



第49号

令和2年5月

土地改良区だより

【発行】元荒川上流土地改良区 理事長 岩田 讓 啓

〒361-0017 埼玉県行田市大字若小玉2802-3 TEL.048-556-3135 FAX.048-556-7671
E-mail▶ motojyou@etude.ocn.ne.jp http://www.motoarakawajoryu.or.jp/



「ふるさとの田んぼと水」 子ども絵画展2019

全国水土里ネット会長賞

「大切な水路」

行田市立太田西小学校 5年
嶋村 美月 さん

全国5,224点の応募作品の中から、嶋村さんの作品が「全国水土里ネット会長賞」を受賞しました。おめでとうございます!!

全国入選に選ばれました8点の作品は、7ページに掲載しています。

今年もたくさんのご応募
お待ちしております!!



元荒川上流
土地改良区
の概要

【受益地区】 熊谷市・行田市・鴻巣市・羽生市・北本市
桶川市・加須市・久喜市
【受益面積】 5,333 ha (田 3,861 ha / 畑 1,472 ha)
【組合員数】 9,023人



農業用水は貴重な資源です!
節水・節電にご協力をお願いします。

目次

- 理事長あいさつ 2
- 平成30年度決算(財務状況の公表) 3
- 令和2年度予算 3
- 令和元年度事業の実施状況 4
- 令和2年度事業予定 5
- 費用負担について 6
- 総代選挙について 8

理事長あいさつ

理事長 岩田 讓 啓



令和2年度「土地改良区だより」
発刊にあたり、一言申しあげます。

日頃、組合員の皆様には、当土
地改良区の運営にひとかたならぬ
ご協力をいただいておりますこと
に心から感謝申しあげます。

昨年度末は、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、
土地改良区として最大の行事である総代会を書面議決
による開催としました。総代皆様のご協力により全議
案に賛成をいただき、無事令和2年度の予算執行等をス
タートさせることができました。

この中で、収入に係る賦課金については、平成5年以
来28年間変更のない賦課金単価となります。賦課金は、
組合員の皆様からお預かりする大切な源資ですので、
創意工夫し、安定した土地改良区運営になるよう努め
てまいります。

支出項目として、以前より要望の多かった賦課金・排
水負担金のコンビニ納付を令和2年度から開始するこ
と、令和4年度より運用開始になる複式簿記に対応す
るための会計システムを導入すること、行田市地内の下
長野用水路改修の設計調査にかかる費用なども含まれ
ています。

また、現総代任期が令和3年1月24日に満了となりま
すので、今年の12月には、総代選挙を行うことになり
ます。

平成30年の土地改良法の改正により、前回までの総
代選挙は、埼玉県選挙管理委員会により管理されてお
りましたが、今回からは、土地改良区において管理する

ことになりました。このような変更はありますが、総代に
立候補していただく方の手はずは、今までと何ら変更す
ることはありません。変更があるとすれば、事務局の作
業が、若干煩雑になることくらいかと考えております。

総代選挙に向けての詳しい日程は、後日ホームペ
ージでお知らせをさせていただきますのでご協力をお願
いいたします。

同時進行的に、常設委員の任期満了は令和3年3月31
日、役員は令和3年4月6日となります。

話は変わりますが、今年の気象で印象に残ったこと
は、台風15号の強風により被害を受けた房総半島、台風
19号の大雨により被害を受けた東日本など、記憶に残
る台風に見舞われた年となったことです。当地におい
ても、床下・床上浸水、車の水没など被害に遭われたお
宅もありました。

また、多くの組合員さんが、稲ワラの浮遊による堆積
の被害に見舞われました。当土地改良区としましても
管理水路に流入したワラの撤去には、多くの時間と費
用を費やすことになりました。自然災害ですので、覚悟
を決めなければならないことですが、災害の無い年にな
ることを祈るばかりです。

またこの土地改良区だよりが、皆様のお手もとに届く
頃には、新型コロナウイルス感染が終息していることを
願っています。

最後になりますが、組合員皆様方のご健康と末永い
ご活躍をご祈念いたしまして、発刊のあいさつとさせて
いただきます。

総代会について

3月11日に予定しておりました、令和元年度通常総代会につきましては、新型コロナウイルス感染の拡大防止の為
に開催方法を変更し、書面議決により各議案が原案通り可決承認されました。

承認第1号 平成30年度 決算の承認について
承認第2号 令和元年度 専決処分の承認について
議案第1号 定款の改正について
議案第2号 定款附属書 役員選任規程の改正について
議案第3号 定款附属書 総代選挙規程の新設について
議案第4号 規約の改正について
議案第5号 利水調整規程の新設について
議案第6号 令和元年度 長期借入の変更について
議案第7号 令和2年度 地区除外について

議案第8号 令和2年度 賦課単価・賦課期日・徴収期日・
徴収方法について
議案第9号 令和2年度 長期借入について
議案第10号 令和2年度 一時借入について
議案第11号 令和2年度 役員・総代の報酬等について
議案第12号 令和2年度 地区除外決済金について
議案第13号 令和2年度 転用決済金基金等の一般会計
予算充当について
議案第14号 令和2年度 予算案について

平成30年度 決算

平成30年度の財務状況を公表します。

■ 一般会計

歳 入				歳 出			
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1. 組合費	179,296,080	7. 借入金	33,567,000	1. 事務費	87,171,374	7. 諸支出金	11,372,228
2. 財産収入	4,724,142	8. 繰入金	80,000,000	2. 事務所費	2,336,219	8. 繰出金	10,300,000
3. 使用料及び手数料	68,708,968	9. 繰越金	138,299,711	3. 選挙費	0	9. 諸帳簿整理費	2,764
4. 補助金	55,695,400			4. 委員会費	166,230	10. 借入金償還金	90,212,276
5. 負担金及び寄付金	93,994,255			5. 事業費	329,941,698	11. 予備費	0
6. 雑収入	2,858,044	合 計	657,143,600	6. 諸費	21,671,264	合 計	553,174,053

翌年度繰越金 103,969,547円

■ 特別会計

会 計 名	歳入額(円)	歳出額(円)	翌年度繰越金(円)
職員退職手当	34,563,283	34,562,587	696
農地転用	53,547,882	34,280,690	19,267,192

■ 財産目録

資 産		負 債	
摘 要	金 額(円)	摘 要	金 額(円)
①流動資産	2,783,343,341	①長期負債	406,060,153
(1)現金及び預金	123,237,435	(1)農業基盤整備資金借入金	406,060,153
(2)未収金	13,055,441	②短期負債	0
(3)特定資産	1,854,450,860	(1)未払金	0
(4)基本財産	792,599,605	③特定負債	1,854,450,860
②固定資産	112,210,918	(1)役員・総代功労金等基金引当金	7,551,155
(1)土地	24,907,278	(2)職員退職手当基金引当金	164,694,894
(2)建物設備	85,474,388	(3)転用決済金基金引当金	1,677,104,811
(3)機械器具及び備品	1,829,252	(4)傷害補償基金引当金	5,100,000
合 計	2,895,554,259	合 計	2,260,511,013

令和2年度 予算

令和2年3月11日開催の総代会に於いて予算が可決されました。

■ 一般会計

歳 入			歳 出		
科 目	予算額(円)	構成比(%)	科 目	予算額(円)	構成比(%)
1. 組合費	181,344,000	33.96	1. 事務費	111,768,000	20.93
2. 財産収入	4,624,000	0.87	2. 事務所費	5,001,000	0.94
3. 使用料及び手数料	70,458,000	13.19	3. 選挙費	530,000	0.10
4. 補助金	40,848,000	7.65	4. 委員会費	520,000	0.10
5. 負担金及び寄付金	57,626,000	10.79	5. 事業費	271,926,000	50.92
6. 雑収入	3,355,000	0.63	6. 諸費	23,955,000	4.49
7. 借入金	40,803,000	7.64	7. 諸支出金	24,006,000	4.49
8. 繰入金	80,003,000	14.98	8. 繰出金	15,302,000	2.87
9. 繰越金	55,000,000	10.30	9. 諸帳簿整理費	550,000	0.10
			10. 借入金償還金	58,359,000	10.93
			11. 予備費	22,144,000	4.15
合 計	534,061,000	100.00	合 計	534,061,000	100.00

■ 特別会計

会 計 名	歳入額(円)	歳出額(円)
職員退職手当	15,003,000	15,003,000
農地転用	30,102,000	30,102,000

令和元年度 事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量 (m)	事業費 (千円)	内容
斉条用水路	行田市大字斉条	56.0	10,000	U型水路 高1.5m×巾1.8m
関根落悪水路	行田市大字下須戸 羽生市大字下新田	61.0	20,900	法面ブロック張護岸工
中里1号排水路	行田市大字中里	106.0	10,000	法面ブロック張工及び水路底板工
西裏用水路	久喜市菖蒲町小林	56.0	10,000	U型水路 高1.3m×巾1.3m

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費 (千円)	内容
小林第一揚水機	久喜市菖蒲町小林	1ヶ所	3,080	PAS及び配管補修
第2揚水機	行田市大字上池守	1ヶ所	5,500	渦巻ポンプの整備補修
安養寺堰	鴻巣市安養寺、外	1ヶ所	11,000	調節ゲート及び管理橋等の塗装
第3揚水機	行田市大字下池守	1ヶ所	7,150	渦巻ポンプの整備補修

3. 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量 (m)	事業費 (千円)	内容
野通川悪水路	行田市大字小針	175.5	7,500	水路底板工
和田堀悪水路	行田市大字谷郷、外	62.0	7,000	法面ブロック張工及び水路底板工
谷郷排水路	行田市大字谷郷	95.0	4,000	水路嵩上工及び水路底板工
皿尾1号排水路	行田市大字上池守	52.3	4,000	左岸側防草法面工及び水路底板工
下池守1号排水路	行田市大字下池守	91.5	7,800	鉄筋コンクリート柵渠 高1.2m×巾1.0m
新谷田用水路	鴻巣市鴻巣	286.1	6,700	右岸側堤塘コンクリート舗装工

● 斉条用水路



施工前



施工後

● 西裏用水路



施工前



施工後

● 安養寺堰



施工前



施工後

● 中里1号排水路



施工前



施工後

令和2年度 事業の実施予定

1. 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量 (m)	事業費 (千円)	内容
斉条用水路	行田市大字斉条	60.0	10,000	U型水路 高1.5m×巾1.8m
関根落悪水路	行田市大字下須戸 羽生市大字下新田	81.0	20,900	ブロック張護岸工及び組立柵渠工
中里1号排水路	行田市大字中里	100.0	10,000	法面ブロック張工及び水路底板工
太田用水路	行田市大字白川戸	70.0	10,000	U型水路 高1.0m×巾1.8m
西裏用水路	久喜市菖蒲町小林	60.0	10,000	U型水路 高1.3m×巾1.3m

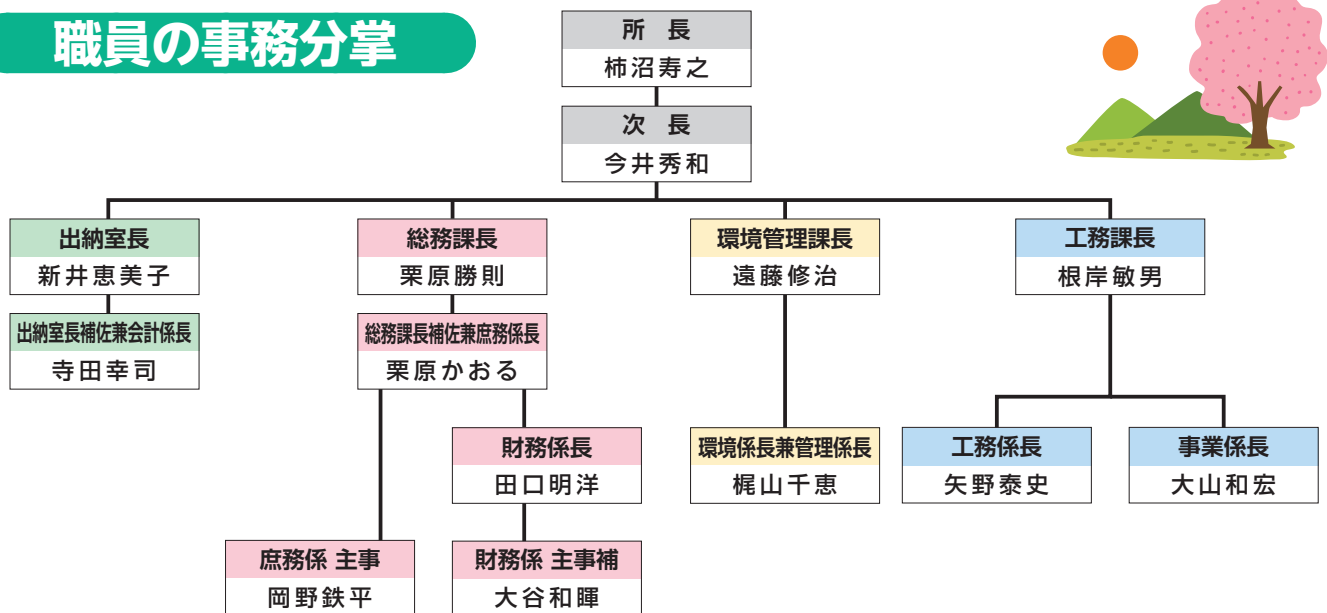
2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費 (千円)	内容
板橋堰	桶川市大字加納	1ヶ所	5,390	スライドゲート及び開閉器の整備補修
安養寺堰	鴻巣市安養寺、外	1ヶ所	14,300	洪水吐ゲート及び管理橋等の塗装
小針沼附廻堀排水路堰	行田市大字小針	1ヶ所	6,600	スライドゲートの整備補修

3. 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量 (m)	事業費 (千円)	内容
野通川悪水路	行田市大字小針	110.0	5,000	水路底板工
和田堀悪水路	行田市大字谷郷	45.0	5,000	法面ブロック張工及び水路底板工
谷郷排水路	行田市大字谷郷	90.0	4,000	水路嵩上工及び水路底板工
皿尾1号排水路	行田市大字皿尾	55.0	5,000	左岸側防草法面工及び水路底板工
下池守1号排水路	行田市大字下池守	50.0	4,600	鉄筋コンクリート柵渠 高1.2m×巾1.0m
新谷田用水路	鴻巣市鴻巣	300.0	6,700	右岸側堤塘コンクリート舗装工

職員の事務分掌



お知らせ

島澤孝雄 所長が、3月31日をもって定年退職しました。

土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担は下記の通りです。

農地の負担金

- ① ^{ふ か きん} 賦課金 …… 農地（田・畑）の用排水費です。
 農地（登記地目が田・畑）を耕作又は所有している方に賦課されます。
 休耕や転作を実施している農地でも、通常通り賦課されます。



地 目	田				畑	田・畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域	特別排水区域
1㎡あたり 賦課単価	5.29 円	2.99 円	2.99 円	2.30 円	2.30 円	1.61 円

※ こんなときは、届出（組合員異動届）が必要です ※

- 組合員のご住所、お名前等に変更があったとき
- 土地所有者、耕作者に変更があったとき

- ② ^{ち く じょが い け っ さ い きん} 地区除外決済金 …… 農地を宅地等に転用する場合の一時金です。
 市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。

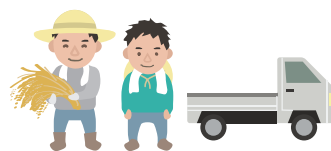
地 目	田				畑
1㎡あたり	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域
地区除外決済金	370 円	208 円	208 円	208 円	160 円
農地改良	210 円	208 円	48 円	208 円	—

- ③ ^{は ち} 畑地かんがい ^{ふ か きん} 賦課金 …… 畑に水路から揚水して稲作する場合の用水費です。
 地元役員の調査による申告制です。1㎡あたり2.99円です。

元荒川上流土地改良区 概要図



水路使用の負担金



①排水負担金 …… 浄化槽からの排水に対する負担金です。

土地改良区が管理している水路は農業用に使用されることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すこととなりますので、不合理性を感じます。この不合理性を解消する為に生活排水等の水を流す人へご負担をお願いするのが排水負担金です。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置してそこから出る排水を流したいのですが。」という申出をされれば(申請)、改良区は地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい。いいですよ。」(承認)「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束(契約)によって成り立っています。

この趣旨をご理解の上、排水負担金の納付にご協力いただけるようお願いいたします。

もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いいたします。

また、承認されている方の住所・氏名等変更があった場合、又は公共下水道・集落排水等に接続され、浄化槽を廃止した場合などは、届出をお願いいたします。

浄化槽の大きさ	承認書交付時(消費税込)		毎年のご負担(消費税込)	
	排水一時負担金	承認手数料	排水負担金(年額)	
5人槽	16,500円	3,000円	令和2年度	2,790円
7人槽	23,100円			3,920円
10人槽	33,000円			5,600円

②施設使用料 …… 管理水路に橋を架けたり、排水管を埋設するような場合にかかる費用です。
金額については、お問合せください。

賦課金・排水負担金の納付がコンビニでできるようになりました。ご利用ください。



埼玉小1年 堀口美咲さん

「ふるさとの田んぼと水」 子ども絵画展2019 全国入選作品

行田市市内から150点の応募をいただきました。
その内、この8点が全国入選となりました。



北河原小2年 瀬尾えりなさん



桜ヶ丘小5年 荒井萌巳さん



太田西小5年
齋藤 熙征さん



北河原小2年
高澤 里緒さん



埼玉小5年 大野 瑛翔さん



桜ヶ丘小5年 松尾 凜さん



北小1年 原口 菜奈さん

おめでとうございます!

土地改良事業功労者 表彰

1. 役員・総代(13名)

(順不同・敬称略)

職名	氏名	年数	歴任した役職
総括監事	岡田元章	15	総代2期・監事2期
理事	石井晴夫	12	理事3期
理事	矢部一夫	12	総代1期・理事2期
理事	渡邊隆	12	総代2期・理事1期
理事	田嶋孝英	12	総代2期・理事1期
理事	肥留川雄治	12	総代2期・理事1期
総代	森田健美	12	総代3期
総代	遠藤昭一	12	総代3期
総代	関根敏郎	12	総代3期
総代	黒田誠一	12	総代3期

職名	氏名	年数	歴任した役職
総代	江森行直	12	総代3期
総代	鈴木茂雄	12	総代3期
総代	江森岩雄	12	総代3期

2. 職員(3名)

(順不同・敬称略)

職名	氏名	年数
出納室長補佐	根岸敏男	33
工務課長補佐	栗原勝則	32
総務課係長	寺田幸司	20

総代選挙について

現在の総代の任期は、令和3年1月24日まで(任期4年)ですので、本年12月に任期満了による総代選挙が行われます。選挙区及び定数は、下表のとおりです。

選挙区	選挙区域		定数
第1区	行田市	犬塚、馬見塚、南河原、中江袋	5
第2区	行田市	北河原、酒巻、谷郷、和田、斉条、栄町、谷郷1-3丁目	5
第3区	行田市	荒木、小見、白川戸	5
第4区	行田市	皿尾、中里、小敷田、上池守、下池守	4
	熊谷市	池上	
第5区	行田市	長野、富士見町1-2丁目、桜町2-3丁目、長野1-5丁目	4
第6区	行田市	忍1丁目、矢場1丁目、忍、緑町、佐間1-3丁目、佐間、向町	2
第7区	行田市	持田、前谷、西新町、押上町、駒形1-2丁目、城西3-5丁目 持田1-5丁目、深水町、棚田町1-3丁目、門井町1-3丁目	4
第8区	行田市	埼玉	4
第9区	行田市	野、利田、渡柳	3
第10区	行田市	下忍、堤根、樋上	2
第11区	行田市	小針、若小玉、下須戸、藤原町1-3丁目	6
第12区	行田市	藤間、関根、真名板	3
第13区	羽生市	上新郷、下新郷、下新田	3
第14区	鴻巣市	広田、北根、赤城	3
第15区	鴻巣市	関新田、新井、境、上会下	3
第16区	鴻巣市	屈巢	5
第17区	鴻巣市	新宿1-2丁目、下忍、鎌塚、袋、鎌塚1-5丁目	3
第18区	鴻巣市	鴻巣、上生出塚、下生出塚、天神3-4丁目、中央 ひばり野1-2丁目、生出塚1-2丁目、市の縄、箕田	1
第19区	鴻巣市	笠原、郷地、安養寺	5
第20区	鴻巣市	常光、下谷、西中曾根、上谷	4
第21区	加須市	上種足、中種足、下種足	5
第22区	久喜市	菖蒲町小林	4
第23区	久喜市	菖蒲町新堀、菖蒲町上栢間、菖蒲町下栢間	5
第24区	北本市	宮内4-5丁目、古市場1丁目、深井7-8丁目、朝日1-2丁目、朝日4丁目	3
	桶川市	加納、篠津、五丁台、坂田、小針領家、倉田	